

平成29年 工業統計調査結果

＝ 県環境生活部統計課 ＝

【 I 利用上の注意】

この確報は、平成29年6月1日現在で実施した工業統計調査の岐阜県分（従業者4人以上の事業所）を集計したものである。

1 調査の目的

工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

3 調査の期日

平成29年6月1日現在で実施した。

事業所数、従業者数については平成29年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成28年1月～12月の実績により調査している。

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類E-製造業に属する事業所（調査困難区域にある事業所（工業統計調査規則第4条参照）、国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）を調査の対象としている。

5 調査の方法

工業調査員（本社一括調査又は国直送調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っている。

6 調査事項

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 事業所の名称及び所在地 | ※ (9) 有形固定資産 |
| (2) 本社又は本店の名称及び所在地 | ※ (10) 製造品在庫額等 |
| (3) 他事業所（国内）の有無 | (11) 製造品出荷額等 |
| (4) 経営組織 | (12) 主要原材料名 |
| (5) 資本金額又は出資金額 | (13) 作業工程 |
| (6) 従業者数 | (14) 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 |
| (7) 現金給与総額 | ※ (15) 工業用地及び工業用水 |
| (8) 原材料使用額等 | |

注：※印の調査事項は、「工業調査票甲」でのみ調査した。

7 統計表の項目の説明

(1) 事業所数

平成29年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成29年6月1日現在の数値である。

従業者数 = 個人事業主及び無給家族従業者 + 有給役員
+ 常用雇用者（正社員・正職員としている人 + パート・アルバイトなど）
- 送出者 + 出向・派遣受入者

(3) 現金給与総額

平成28年1年間に、常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている者に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

平成28年1年間ににおける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等

平成28年1年間ににおける製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業員30人以上の事業所）

事業所の所有に属数ものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産の額（従業員30人以上の事業所）

平成28年1年間ににおける数値であり、帳簿価額によっている。

有形固定資産の投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減（増加額 - 減少額）

(8) 付加価値額（粗付加価値額）

<従業員30人以上>

付加価値額 = 製造品出荷額等 + （製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額）
+ （半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価格）
- （推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税 + 推計消費税額）
- 原材料使用額等 - 減価償却額

<従業員29人以下>

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - （推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税
+ 推計消費税） - 原材料使用額等

(9) 工業用地

平成29年6月1日現在の数値である。

事業所敷地面積は、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、堀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

(10) 工業用水

1日当たりの用水量を水源別、用途別に記入する。1日当たりとは、平成28年1月1日から12月31日までの1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものである。

8 その他の注意事項

(1) この結果書は、県独自に集計したものであり、今後、経済産業省が公表する「平成29年工業統計表」とは相違する場合がある。

(2) この調査結果の中で、年次区分に下線を付した数値は「経済センサス活動調査（製造業）」による。それ以外は「工業統計調査」の数値である。

(3) 産業の決定方法

産業別に集計するための産業格付の方法は、次のとおりである。

① 一般的な方法

製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。

製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付としている。

② 特殊な方法

上記の方法以外に、鉄鋼業の一部について、原材料、作業工程、機械設備等により産業格付を行っているものがある。

(4) 「Ⅲ 統計表」の第7-1表、第7-2表及び第7-3表について

第7-1表及び第7-3表の産出事業所数、第7-2表の賃加工事業所数は、産業の格付と無関係に当該品目を生産又は賃加工した事業所数が集計されているため、延べ事業所数となっている。

- (5) 産業中分類18ープラスチック製品製造業の中で一部の製品の製造業については、他の分類に格付されるものがある。
- (6) 各項目の「金額」や「構成比」は、四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。
- (7) 統計表中、「ー」は該当数値なし、「0.0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを表している。「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所は併せて「X」とした。

(8) 産業中分類の呼称は次のとおりである。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09. 食料品製造業	食料	21. 窯業・土石製品製造業	窯業
10. 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22. 鉄鋼業	鉄鋼
11. 繊維工業	繊維	23. 非鉄金属製造業	非鉄
12. 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24. 金属製品製造業	金属
13. 家具・装備品製造業	家具	25. はん用機械器具製造業	はん用
14. バルブ・紙・紙加工品製造業	紙	26. 生産用機械器具製造業	生産
15. 印刷・同関連業	印刷	27. 業務用機械器具製造業	業務
16. 化学工業	化学	28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17. 石油製品・石炭製品製造業	石油	29. 電気機械器具製造業	電気
18. プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラ	30. 情報通信機械器具製造業	情報
19. ゴム製品製造業	ゴム	31. 輸送用機械器具製造業	輸送
20. なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32. その他の製造業	その他

(9) 圏域別区分は次のとおりである。

圏域	市郡	圏域	市郡
岐阜圏域		東濃圏域	
●岐阜地域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡	●東濃西部地域	多治見市、瑞浪市、土岐市
西濃圏域		●中津川・恵那地域	中津川市、恵那市
●大垣地域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡	飛騨圏域	
●揖斐地域	揖斐郡	●益田地域	下呂市
中濃圏域		●飛騨地域	高山市、飛騨市、大野郡
●中濃地域	関市、美濃市		
●郡上地域	郡上市		
●可茂地域	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡		

※全国の調査結果は、経済産業省のホームページでご覧いただけます。

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>